

国立研究開発法人土木研究所業務方法書

第1章 総則

(目的)

第1条 国立研究開発法人土木研究所（以下「研究所」という。）の業務は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）、国立研究開発法人土木研究所法（平成11年法律第205号。以下「法」という。）及びこれらの法律に基づく命令によるほか、この業務方法書の定めるところにより行うものとする。

(業務運営の基本方針)

第2条 研究所は、法第3条の目的を達成するため、通則法第35条の4の規定により国土交通大臣及び農林水産大臣から指示された中長期目標に基づき、業務の効率的かつ効果的な運営に努めるものとする。

第2章 業務の方法に関する事項

(調査、試験、研究及び開発)

第3条 研究所は、法第12条第1号の規定に基づき、土木技術に関する調査、試験、研究及び開発（以下「試験研究等」という。）を行うものとする。

(共同研究)

第4条 研究所は、試験研究等を効率的に実施するため必要な場合は、他の者と調査、試験、研究及び開発を分担し、技術及び知識を交換し、並びにその費用を分担して共同で試験研究等（以下「共同研究」という。）を行うことができる。

2 研究所は、技術研究組合法（昭和36年法律第81号）に基づく技術研究組合（以下この項において「組合」という。）の設立に参加し又は組合に加入し、共同で試験研究等の実施及び当該組合を運営することができる。

(共同研究協定)

第5条 研究所は、前条の規定により共同で調査、試験、研究及び開発を行うときは、研究所と共同して当該共同研究を行う者と共同研究協定を締結するものとする。

2 共同研究協定においては、次の事項を定める。

- (1) 共同研究の名称
- (2) 共同研究の目的及び内容
- (3) 共同研究の実施場所
- (4) 共同研究の開始及び終了の時期
- (5) 経費の負担及び経理に関する事項
- (6) 成果の公表に関する事項

- (7) 共同研究の遂行が困難になったときの措置
- (8) 共同研究に使用する設備等の相互使用に関する事項
- (9) 共同研究の実施の結果得られた技術が特許権、実用新案権その他これに類する権利の対象となった場合の権利の帰属及びその実施方法
- (10) その他必要な事項

(指導及び成果の普及)

第6条 研究所は、法第12条第2号の規定に基づき、土木技術に関する指導及び成果の普及を行うものとする。

- 2 研究所は、国、地方公共団体等の要請に基づき、技術に係る課題に対して指導、助言を行うことができる。
- 3 研究所は、次の方法により、試験研究等の成果の普及を行うものとする。
 - (1) 講演会、研究成果発表会等の開催
 - (2) 研究報告書の作成、配布、その他学会誌、専門技術誌等への発表
 - (3) 成果として取得した知的所有権の整備及びその積極的活用
 - (4) その他成果の普及に相当と認められる方法
- 4 第2項及び前項に定める必要な経費については、適正な対価を徴収するものとする。

(出資並びに人的及び技術的支援)

第6条の2 研究所は、法第12条第6号の規定に基づき、研究所の研究開発成果を事業活動において活用し、又は活用しようとする者のうち相当であると認められる者に対し、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号。）第34条の6第1項の規定による出資又は人的若しくは技術的援助を実施することができる。

(研修)

第7条 研究所は、国際連合教育科学文化機関（ユネスコ）の賛助する水災害の危険及び危機管理のための国際センターの運営に関するユネスコとの契約に基づき、開発途上国等から研修生を受け入れ、水災害とそのリスクマネジメントに関する研修を行うものとする。

(検定)

第8条 研究所は、法第12条第3号の規定に基づき、委託に基づき、土木に係る建設技術に関する検定を行うものとする。

- 2 検定に必要な経費については、適正な対価を徴収するものとする。

(重要な河川工作物等の試験研究等の受託)

第9条 研究所は、法第12条第4号の規定に基づき、委託に基づき、重要な河川工作物についての調査、試験、研究及び開発を行い、並びに土木に係る建設資材及び建設工事用機械についての特別な調査、試験、研究及び開発を行うものとする。

(特殊な工作物の設計の受託)

第10条 研究所は、法第12条第5号の規定に基づき、国の委託に基づき、国

土交通省の施行する建設工事で、法第12条第5号の建設工事を定める政令（平成12年政令第328号）で定めるものに係る特殊な工作物の設計を行うものとする。

（その他の試験研究等の受託）

第11条 研究所は、前2条に定めるもののほか、委託に基づいて行う試験研究等の業務の受託（以下「受託業務」という。）を行うことができる。

（受託契約）

第12条 研究所は、前3条に規定する試験研究等及び設計の業務の委託を受けようとするときは、委託者と受託契約を締結するものとする。

2 前項の契約においては、次の事項について定めるものとする。

- (1) 受託業務の名称、種類及び金額
- (2) 受託業務の目的及び内容
- (3) 受託業務の場所
- (4) 受託業務の開始及び終了の時期
- (5) 経費の負担及び経理に関する事項
- (6) 委託者の提供に係る不動産、資器材等に関する事項
- (7) 研究所が、受託業務によって製造し、取得し又は効用を増加させた土地、建物、構築物、機械装置、工具、器具、備品及び製品等の試験研究等の終了後の帰属
- (8) 受託業務の実施の結果得られた成果が、特許権、実用新案権又は意匠権の対象となったときの権利の帰属及びその実施の方法
- (9) 契約の変更に関する事項
- (10) その他必要と認められる事項

3 研究所は、受託業務について、業務の全部又は主たる部分を他に委託し、又は請負わせることができない。

（経費の負担額）

第13条 委託者が負担するべき経費については、別に定めるところにより算出した額とする。

（請負契約）

第14条 研究所は、試験研究等の業務の請負（以下「請負業務」という。）を受けようとするときは、依頼者と請負契約を締結するものとする。

2 前項の契約においては、次の事項について定めるものとする。

- (1) 請負業務の名称及び金額
- (2) 請負業務の実施場所
- (3) 請負業務の開始及び終了の時期
- (4) 契約の変更に関する事項
- (5) その他必要と認められる事項

3 研究所は、請負業務について、業務の全部又は主たる部分を他に委託し、又は請負わせることができない。

第3章 国土交通大臣の指示による業務に関する事項

(国土交通大臣の指示)

- 第15条 災害の発生、その他特別な事情により急施を要すると認められる場合においては、国土交通大臣の指示により法第12条第1号又は第2号の業務のうち必要な業務を実施するものとする。
- 2 業務の実施に必要な経費については、適正な対価を徴収するものとする。

第4章 業務の委託に関する基準

(業務の委託)

- 第16条 研究所は、自ら実施することが効率的でないとする試験研究等の業務を、他に委託することができる。

(委託契約)

- 第17条 研究所は、試験研究等の業務の委託をしようとするときは、受託者と委託契約を締結するものとする。
- 2 前項の契約においては、次の事項について定めるものとする。
- (1) 委託業務の名称、種類及び金額
 - (2) 委託業務の目的及び内容
 - (3) 委託業務の場所
 - (4) 委託業務の開始及び終了の時期
 - (5) 経費の負担及び経理に関する事項
 - (6) 委託者の提供に係る不動産、資器材等に関する事項
 - (7) 委託業務を適正に遂行させるための措置
 - (8) 受託者が委託費によって製造し、取得し又は効用を増加させた土地、建物、構築物、機械装置、工具、器具、備品及び製品等の試験研究等の終了後の帰属
 - (9) 委託業務の実施の結果得られた技術が、特許権、実用新案権又は意匠権の対象となったときの権利の帰属及びその実施の方法
 - (10) 契約の変更に関する事項
 - (11) その他必要と認められる事項

第5章 競争入札その他の契約に関する基本的事項

(一般競争契約)

- 第18条 売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、次条及び第20条に定める場合を除き、公告して申込みをさせることにより、競争に付さなければならない。
- 2 前項の競争に付する場合においては、あらかじめ、次の事項について定めるものとする。
- (1) 競争に加わろうとする者に必要な資格
 - (2) 公告の方法

(3) その他競争について必要な事項

(指名競争契約)

第19条 契約の性質又は目的により競争に加わるべき者が少数で前条で定める競争に付する必要がない場合及び同条の競争に付することが不利と認められる場合においては、指名競争に付するものとする。

2 契約に係る予定価格が少額である場合、その他研究所の業務運営上特に必要がある場合においては、指名競争に付することができる。

(随意契約)

第20条 契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急を要する場合で競争に付することができない場合及び競争に付することが不利と認められる場合においては、随意契約によるものとする。

2 契約に係る予定価格が少額である場合、その他研究所の業務運営上特に必要がある場合においては、前2条の定めにかかわらず、随意契約によることができる。

(落札者の決定等)

第21条 競争に付する場合においては、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とするものとする。

第6章 内部統制等に関する事項

(内部統制に関する基本方針)

第21条の2 研究所は、役員（監事を除く。）の職務の執行が通則法、法又は他の法令に適合することを確保することその他研究所の業務の適正を確保すること（以下「内部統制」という。）に資する体制整備を行うとともに、継続的にその見直しを図るものとする。

(研究所の役職員に関する基本的事項)

第21条の3 研究所は、役員及び職員（以下「役職員」という。）の倫理行動規準及び行動規範を定めるものとする。

(役員の分掌等に関する事項)

第21条の4 研究所は、役員の分掌等に関し、次の事項について定めるものとする。

- (1) 理事長を頂点とした意思決定ルールの明確化
- (2) 役員の事務分掌明示による責任の明確化
- (3) 理事長の意志決定を補佐又は伝達する会議の開催

(中長期計画の策定及び評価に関する事項)

第21条の5 研究所は、中長期計画に関し、次の事項について定めるものとする。

- (1) 策定過程の整備
- (2) 進捗管理体制及び評価体制の整備
- (3) 進捗状況のモニタリング
- (4) 業務手順に沿った運営の確保及び恣意的とならない業務実績評価のための評価活動の適切な運営
- (5) モニタリング及び自己評価を基にした適切な業務実績報告の作成

(内部統制の推進に関する事項)

第21条の6 研究所は、内部統制の推進に関し、次の事項について定めるものとする。

- (1) 役員を構成員とする内部統制に関する委員会の設置
- (2) 内部統制を担当する役員の決定
- (3) 内部統制推進部門の指定及び内部統制推進責任者の指定
- (4) 内部統制を担当する役員、内部統制推進部門及び内部統制推進責任者間における会議の開催
- (5) 内部統制を担当する役員から内部統制委員会への報告及び改善策の検討
- (6) 内部統制を担当する役員と職員との面談の実施
- (7) 内部統制を担当する役員によるモニタリング体制の運用
- (8) 内部統制推進部門におけるモニタリング体制の運用
- (9) 内部統制に関する講習会の実施
- (10) 法令等違反の事実発生時における対応方針
- (11) 法令等違反役職員に対する懲戒の実施
- (12) 反社会的勢力への対応方針

(リスクに関する評価及び対応に関する事項)

第21条の7 研究所は、業務実施の障害となる要因を事前にリスクとして識別、分析及び評価し、当該リスクへの適切な対応に関し、次の事項について定めるものとする。

- (1) リスク管理委員会の設置
- (2) 各業務部門の業務手順の確認
- (3) 各業務手順に内在するリスク因子の把握及びリスク発生原因の分析
- (4) 把握したリスクに関する評価
- (5) リスク顕在時における対応
- (6) 保有施設の点検及び必要な補修
- (7) 防災業務計画及び事業継続計画の策定及び計画に基づく訓練等の実施
- (8) 事故及び災害発生時における対策本部の設置
- (9) 事故及び災害発生時の初動体制の構築及び情報収集の迅速な実施

(情報システムの整備及び利用に関する事項)

第21条の8 研究所は、情報システムの整備及び利用に関し、次の事項について定めるものとする。

- (1) 情報システムの整備及び利用に関する組織・体制の整備
- (2) 各情報の伝達及び公表が確実に実施される仕組み
- (3) ICT化推進による業務運営の効率化
- (4) 各情報の利用及び保存が適切かつ効率的に実施させる仕組み

2 業務変更に伴う情報システムの改変は適宜速やかに行うものとする。

(情報セキュリティの確保に関する事項)

第21条の9 研究所は、情報セキュリティの確保に関し、次の事項について定めるものとする。

- (1) 情報セキュリティの確保に必要な対策基準
- (2) 情報セキュリティ水準を適切に維持し、又は向上させるために有効な教育・啓発、監査、評価及び見直しが確実に実施される仕組み
- (3) 外部委託に係る情報セキュリティ対策が確実に実施される仕組み

(個人情報保護に関する事項)

第21条の10 研究所は、個人情報保護に関し、次の事項について定めるものとする。

- (1) 個人情報保護に係る点検活動の実施
- (2) 「独立行政法人等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針（平成16年9月14日総管情第85号各府省等官房長等あて総務省行政管理局長通知）」の遵守

(監事に関する事項)

第21条の11 研究所は、監事に関し、次の事項について定めるものとする。

- (1) 監事監査に関する要綱の整備に対する監事の関与
- (2) 監事と理事長との常時意思疎通を確保する体制
- (3) 監事監査補助者の独立性に関すること
- (4) 監事の権限の明確化
- (5) 監事及び会計監査人と理事長との会合の定期的な実施

(監事監査に関する事項)

第21条の12 研究所は、監事監査に関し、次の事項について定めるものとする。

- (1) 役職員による監事監査への協力
- (2) 監事監査結果に対する改善状況の報告
- (3) 国土交通大臣及び理事長への監査報告の提出
- (4) 監事監査結果の業務への適切な反映

(監事によるモニタリングに関する事項)

第21条の13 研究所は、監事によるモニタリングに関し、次の事項について定めるものとする。

- (1) 監事の重要な会議への出席
- (2) 監事が研究所の業務執行の意思決定に係る文書を閲覧及び調査する仕組み
- (3) 監事が研究所の財産の状況を調査する仕組み
- (4) 監事と会計監査人との連携
- (5) 監事と次条に規定する内部監査担当部門との連携
- (6) 役職員の不正、違法及び著しい不当事実に関する監事への報告義務
- (7) 監事から文書提出及び説明を求められた場合の役職員の応答義務

(内部監査に関する事項)

第21条の14 研究所は、内部監査担当部門を設置し内部監査を実施するとともに、内部監査の結果に対する改善措置状況を理事長に報告するものとする。

(内部通報及び外部通報に関する事項)

第21条の15 研究所は、内部通報及び外部通報に関し、次の事項について定めるものとする。

- (1) 内部通報窓口及び外部通報窓口の設置
- (2) 内部通報者及び外部通報者の保護
- (3) 内部統制を担当する役員及び監事に内部通報及び外部通報が確実にかつ内密に報告される仕組みの整備

(入札及び契約に関する事項)

第21条の16 研究所は、入札及び契約に関し、次の事項について定めるものとする。

- (1) 監事及び外部有識者による契約監視委員会の設置
- (2) 談合情報がある場合の緊急対応
- (3) 契約事務の適切な実施及び相互けん制の確立
- (4) 随意契約とすることが必要な場合の明確化

(予算の適正な配分に関する事項)

第21条の17 研究所は、運営費交付金を原資とする予算の配分が適正に実施されることを確保するために体制を整備し、評価結果を研究所内部の予算配分等に活用する仕組みを構築するとともに、研究予算の配分基準を明確化するものとする。

(情報の適切な管理及び公開に関する事項)

第21条の18 研究所は、情報の適切な管理及び公開に関し、文書管理に関する事項について定め、法人の意思決定に係る文書が適切に管理されることを担保するとともに、財務情報を含む法人情報の公開に関する事項について定めるものとする。

(職員の人事及び懲戒に関する事項)

第21条の19 研究所は、職員（非常勤職員を含む。）の人事管理に関し、次の事項について定めるものとする。

- (1) 業務の適正を確保するための人事管理
- (2) 職員の懲戒基準
- (3) 在籍期間の把握

(研究開発業務の評価に関する事項)

第21条の20 研究所は、研究開発業務の評価に関し、研究統括部門における研究評価体制の確立について定めるものとする。

(研究開発業務における不正防止に関する事項)

第21条の21 研究所は、研究開発業務における不正防止に関し、次の事項に

ついて定めるものとする。

- (1) 研究費の適正経理
- (2) 経費執行の内部けん制
- (3) 論文ねつ造等研究不正の防止
- (4) 研究内容の漏えい防止
- (5) 研究費の管理状況把握

(役員等の損害賠償責任)

第21条の22 研究所は、役員及び会計監査人の通則法第25条の2第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、国土交通大臣の承認によって、賠償責任額から総務大臣が定める額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第7章 その他必要な事項

(施設等の貸与)

第22条 研究所は、施設等を貸し付けようとするときは、借受人と施設等貸与契約を締結するものとする。

2 前項の契約においては、次の事項について定めるものとする。

- (1) 貸与施設の名称
- (2) 使用目的
- (3) 貸与期間
- (4) 使用場所
- (5) 貸付料の額及び支払いの方法
- (6) 使用上の制限
- (7) 施設等を毀損し、又は滅失したときの措置
- (8) その他必要と認められる事項

(施設等の貸付料)

第23条 研究所は、施設等を貸し付けるときは、適正な対価を徴収するものとする。

(その他の業務の方法)

第24条 研究所は、この業務方法書に定めるもののほか、その業務に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

この業務方法書は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この業務方法書は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この業務方法書は、平成31年2月12日から適用する。